

デジタル加盟契約書

丸高ラブリン（以下「甲」という。）とデジタルの加盟申込者（以下「乙」という。）は、甲が実施するおしぼり業界ネット化に基づく活性化事業 デジタルネットワーク（以下「デジタル」という。）加盟について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、お客様への便利の提供を探求し、おしぼり業界のインターネット事業参加を促進してともに活動し、もって乙の事業発展及び業界の活性化を図ることとする。

（資格）

第2条 デジタル加盟資格は、次のとおりとする。

- （1） 貸おしぼり事業者であること。
- （2） お客様の立場に立った顧客主義をもっていること。
- （3） 協調して対応することができること。

（加盟金）

第3条 乙は毎月1日から月末までのデジタルを通して得た売上に対して3%を乗じた金額または最低3000円（100円未満の端数は切捨て）を加盟金として甲の指定する方法により納入するものとする。

第4条 甲は乙に対し3000円を超えて得た利益のうち50%（100円未満の端数は切捨て）を奨励金として支払うものとする

（甲の支援）

第5条 甲は、デジタル加盟者に対し、別記1に定める支援策を乙の求めに応じ速やかに講ずるものとする。

（契約の期間）

第6条 本契約は、平成19年3月1日から初回のみ5ヵ年とし、その後毎年度末の3箇月前までに乙から契約解除の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

（契約の解除）

第7条 1 乙の都合による契約解除は、毎年度末の3箇月前までに文書を甲に提出し行うものとし 当初5年間に満たない場合は月額最低額3000円とし月数分の残額を支払うものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をすることができる。この場合、甲は乙に対し文書をもって通知するものとする。
- (1) 乙の行為が甲のデジタルに関する事業運営に支障をきたすと甲が判断した時。
- (2) 乙が本契約に違反したとき。
- (3) 乙がデジタル加盟者として不適切と加盟社過半数が判断したとき。
- 3 甲がデジタルに関する事業内容の変更及び終了をする場合は、その変更及び終了する日の3箇月前までに文書で乙に通知し、乙は承諾するものとする。
- 4 本条第2項及び第3項に基づく契約解除に対し、甲は一切の責務を負わないものとする。

(事業移管)

第8条 デジタルに関する事業が、甲から他の事業者に移管される場合は、甲は移管される日の3箇月前までに文書で乙に通知し、乙は承諾するものとする。

(その他)

第9条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都杉並区松ノ木1-2-15
株式会社 丸高ラブリン
代表取締役 高野 寛 康

乙 デジタル加盟申込者
住 所
事業所名
氏 名

印

別記1（第5条関係）

第1 甲が乙に提供する支援策は、次のとおりとする。

- （1）デジタルの共有
- （2）おしぼりどっとねっなどを利用したSEOによる支援
- （3）乙はその他甲が必要と認めた支援を受けることができる。

第2 前条第2号のホームページ開設支援内容については、次のとおりとする。

- （1）甲は乙のデジタルの基本ホームページを作成する。
- （2）ホームページは、乙は定められた文字数内で独自の情報を掲載することができる。
- （3）ホームページの著作権は甲に帰属し、乙は無断で転用はできない。

第3 支援策の料金は次のとおりとする。

支援内容

料金

備考

電網会議等による支援

無料

その他オプション

実費

その他支援

実費

別記様式

受付番号